

消費者被害防止のため消費生活センター の取り組みにご協力ください



消費生活センターで行っている、高齢者や障害者に対する消費者被害防止の
取り組みにご協力ください。(いずれも無料で利用できます。)

1 利用者から相談を受けたら **消費生活相談**

消費者トラブルや多重債務に関する相談を受け付けています。利用者から相談を受けた場
合は、案内ください。(相談専用電話 043-207-3000 ※月～土 9:00～16:30 祝日年末年始を除く。)

2 事業所の職員研修等に **くらしの巡回講座**

15名以上の方を対象に、消費者トラブルなどの講座を実施しています。事業所での研修等
にご利用ください。

3 情報収集 **ちばし消費者応援団**

ちばし消費者応援団にご登録いただくと、消費者トラブル等の情報が掲載された消費生活
センター発行の情報紙を定期的にお届けします。また、ご登録いただいた団体には、掲示用
のステッカーをプレゼントします。

2・3を詳しく知りたい方は**ホームページ**もしくは
千葉市消費生活センター 消費者教育班まで

所在地：千葉市中央区弁天1-25-1

電話：043-207-3602

FAX：043-207-3111



千葉市消費生活センター
ホームページ

【ご注意ください！】最近多いトラブル事例

【架空請求】

昨年度から、全国的に裁判を匂わせ多額の請求を求める架空請求ハガキに関する相談が増えています。（千葉市では平成29年度は約700件、平成30年度も11月末日時点で1,100件を超える相談が寄せられています。）

特徴

- ①題名に「訴訟最終告知のお知らせ」の文言が入っていることが多い。
- ②公的機関と思われる機関から届く。（法務省管轄〇〇、訴訟最終告知通達センター、消費者紛争相談センター等）
- ③問い合わせの期日（「訴訟取り下げ最終期日」等と記載されています。）がハガキ到着の翌日等、短い期間に設定されている。
- ④裁判を連想させる内容であるにも関わらず、商品名や契約内容、会社名の記載がない。



アドバイス

裁判を連想させつつ、問い合わせ期日が短いことで焦らせ、連絡してきた市民をだまして多額の支払いを求めるものです。相手方に連絡せず、無視をすることが一番です。

【天皇陛下の退位に便乗した商法】

見知らぬ業者から「年号が変わる。天皇陛下のアルバムを買わないか」など電話があり、強引に着払いでアルバムが配送されます。今後も多くの被害発生が懸念されます。

特徴

- ①断ったはずなのに送り付けられる。
- ②着払いで配送される。

アドバイス

- ①話を聞くと断りにくくなります。購入する気がなければ早めにはっきりと断りましょう。
- ②注文や承諾をしていない商品が届いたら、代金を支払わずに受け取り拒否をしましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。
- ③天皇陛下のアルバム以外にも、健康食品や魚介類の送り付け商法に関する被害も毎年多く発生しています。注意しましょう。

